

刑事部の共有フォルダの運用について

(令和7年3月21日、刑企第79号)

(概要)

この通達は、業務の合理化・効率化を図るために、刑事部の共有フォルダを作成し、同共有フォルダを活用して事件等の報告や情報共有をすることとしたもの。

担当：刑 事 企 画 課

(青森県警察若手職員検討グループ刑事部)